

別記様式 1

会 議 録

会議の名称	第 6 回スポーツ振興審議会
開催日時	16 年 1 月 19 日(月)18 時分から 19 時まで
開催場所	田無庁舎 1 回 102 階会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理者、柴山委員、伊藤委員内田委員、鶴田委員、指田委員、能智委員、(事務局)高橋部長、富所課長、井上係長、新井主査、
議 題	(1) (仮称)西東京市体育館の管理・運営について (2) その他
会議資料	配布資料 資料 26 要望書 前回会議録
会議内容	会議内容の要点記録

<p>会長</p>	<p>第5回スポーツ振興審議会を開催する。 本日、蒲谷委員、田口委員より欠席の連絡があったので報告する。 スポーツ施設の提言については、既に承認を受けているが、補助率と減免率の表現が非常に解りずらいと言う意見があったので事務局と調整して教育長へ報告させて頂いた。教育長から提言について委員の皆さんへ感謝の言葉を頂いたので報告させて頂く。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>配布資料についての補足説明があれば事務局より願います。 特になし。 それでは、本日の議題に入りたい。 要望書が体育協会会長からスポーツ振興審議会会長あてに提出された。 10月、11月と審議を続けてきた(仮称)西東京市体育館の管理運営についての要望である。審議会では、審議する上での過程の資料としてお受けしたと言うつもりで配布した。従って、これを審議するとかと言うことではないので予めご説明しておきたい。 西東京市体育館の管理運営について、11月の定例会で事務局から自治法の改正について説明があり、12月の定例会で集中審議され各委員から様々な意見が出た。その意見をまとめたものが、配布資料である。文章化はしていない。本日は、必要な項目を確認をして方向なり論議の仕方を確認したい。 基本的な考え方は、前回の会議録に載っているが過日配布資料の2ページ参照願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>これについて、事務局より補足があれば説明をお願いしたい。 (1)(仮称)西東京市体育館建設の日程 建設工期を16年10月～17年12月(15ヶ月)に訂正願いたい。</p>
<p>会長</p>	<p>新体育館の名称の考え方について、様々な意見が出た。それについて、どういう基準で名称をつけるべきか～までまとめた。これについて発言を求めたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より名称について説明があればお願いしたい。 この体育館は、市を代表する体育館ではない。市民の皆さんに解りやすいネーミングが良いのではないかと説明させて頂いた。会議録にもあるが、名称の公募も含めて市民参加条例のこともあるので、そのことも視野に入れながら市民に選んでもらえれば良いのではないかと考える。審議会として意見をまとめて頂き、今後どうするのか考えていきたい。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>名称について、委員の中で意見があれば述べて頂きたい。 どう言う形で選考したら良いか考えて頂きたい。 具体的考え方を示して公募しなければならない。 早ければ17年9月頃条例制定を提案する予定がある。遅くとも12月。名称については、1年間の猶予がある。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>提言時期についてはどうか。 今後の指針となるべきものであるため4月、5月頃までにはお願いしたい。 3月は議会の定例会があるので休会をお願いしたいと思っている。 管理については、旧田無地区の体育施設は、教育委員会が行っているのを統合して財団が管理運営するように提言。又、市のほうも方針が決まっていた。その後、自治法の改正があって民間参入が認められた。3年の猶予があるが、改めて安定的な管理運営が望まれる。そこで委員に意見を求められている。 審議のポイントとして、会長よりまとめて頂いた、「合併前の財団は、旧保谷地区の施設管理・事業委託を受けている。ただし、旧田無地区の公共スポ</p>

事務局	<p>ーツ施設は委託されていなかった。市は財団に統一して統合委託する方針が決定していた。」流れはこのとおりである。</p> <p>市民の生涯体育の場としての施設運営は市民が安心して、市民が長期的に持続的に運営されるべきものである。その方策については、しっかりとした体制を確立すべきであると考えている。そのために施設の総合管理ができる力量のある団体へ委託すべきであると市では考え方をしている。指定管理者制度とこれまでの管理委託制度が市の中で混在することは、余り好ましくない。旧保谷市の施設は財団に委託しているので3年の猶予がある。但し、旧田無地区の施設は、教育委員会直営から委託を考えると改正された法の中で行うと指定管理者制度を考えなければならない。そこで新旧法律の中で委託する部分が混在している。そのような方法で委託することも可能であるが教育委員会の考え方としては、市民に混乱を招くと言うことがあるので、法の主旨からして望ましいとは思っていない。既存の旧保谷地区の条例を改正して、指定管理者制度を取り入れた条例にし、スポーツ施設を統一的に改正することが望ましいと思っている。その辺の考え方を議論して、同じ制度間の中で統一的な意見の整理をして頂きたい。</p>
<p>会長 委員 会長 事務局</p>	<p>委員の方で意見があれば伺いたい。 特になし 3Fの体育室のことで事務局より説明を願いたい。 多目的ホール施設は、各種スポーツ、社交ダンス、展示等併用できる施設となっている。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>先ほどの要望書で具体的に記載されていない部分で説明しづらいが、3階の多目的ホールについては、ヒールカバーを装着して頂ければ使える。各種スポーツも使える施設と考えている。</p>
<p>委員 委員 会長</p>	<p>メインアリーナ については メインアリーナ については、具体的には申し上げられないが日常的には、使用できないのではないかと考えている。 600㎡を社交ダンスが使うとすれば有料になるので毎日、使えないのではないかと考えている。 競技をやるとヒールカバーでも激しいので傷がつく。 市民が楽しむ程度のダンスは、傷がつかないのではないかと考えている。 この問題は、次回又は4月でも良いと言うことなので先に延ばしたい。この問題は、はっきり意見が分かれている。 本日は、これで閉会とする。引き続き次回に継続する。</p>